

終章 解釈改憲・安保法制の本質 ——安倍総理と憲法 13 条

国民の皆さまは、本書に目を通していただき、「私たちの憲法を、読み替えるインチキで壊し、子ども達が教科書で習っている平和主義を切り捨て、自衛隊が命を懸ける先である立法事実をでっち上げ、国会を完全に無視して、集団的自衛権行使を解禁しようとしている安倍総理とはいったい何者であり、どのような政治家なのだろうか」と、大いなる疑問に、そして、大いなる不安にとらわれているものと思います。

一昨年の参院予算委員会で、私は安倍総理に対し、以下の質疑を行いました。

■平成 25 年 3 月 29 日 参議院予算委員会

- 小西洋之君 憲法において包括的な人権規定と言われる条文は何条ですか。
- 内閣総理大臣（安倍晋三君） 今そういうクイズのような質問をされても……余り生産性はないんじゃないですか。
- 小西洋之君 憲法において個人の尊厳の尊重を包括的に定めた条文は何条ですか。
- 内閣総理大臣（安倍晋三君） それをいきなり聞かれても、今お答えできません。
- 小西洋之君 幸福追求権を定めた条文は憲法第何条ですか。
- 内閣総理大臣（安倍晋三君） それ、こういうやり取りは、私、何の意味があるか分かりませんよ。……これ、やるんだったら大学の憲法学の講義でやってくださいよ。
- 小西洋之君 芦部信喜さんという憲法学者、御存じですか。
- 内閣総理大臣（安倍晋三君） 私は存じ上げておりません。

私が、安倍総理に問うたのは、日本国憲法で最重要の条文である憲法 13 条に対する基本的な理解です。憲法 13 条は、日本国憲法の目的である「個人の尊厳の尊重」と、それを実現し確保するための「幸福追求権」を定め、そして、個々人の幸福追求権の調整の原理である「公共の福祉」の原理を定めた条文です。つまり、なぜ、戦争を放棄するのか、なぜ、平和でなければならないのか、これら憲法 9 条や前文の平和主義の規定の究極の目的も、すべては、人間の命と尊厳を最も不条理に無残に破壊する戦争を絶対に禁止し、恒久平和を維持するためですから、憲法 13 条は、他の憲法のすべての条文が究極的にはこの「個人の尊厳の尊重」の価値を実現するためだけに存在している——それは内閣総理大臣や国会議員が存在する究極の理由でもあります——という、憲法の本当の核心条文なのです。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

ところが、自民党憲法草案の改正 13 条は、この「個人」を没個性の「人」と変更し、この「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」へと変更し、その結果、私たち一人一人がかけがえのない尊厳と人格的な価値をもった個人ではなく、人という集合体でのみ尊重をされ、かつ、国民の尊厳や自由・権利よりも公の価値が優先する「人権保障機能として大日本国憲法と同質の憲法」に改変してしまっています。これはまさに、立憲主義の破壊そのものです。

そして、この私の質疑に先立つ 2013 年 2 月 26 日の参院予算委員会において、安倍総理は、民主党の藤末健三議員よりこの「公益及び公の秩序」への改正の趣旨について「13 条についても、長年の議論がある」など本質的な論点について厳しく追及されたのに対し、「長年の議論等々というのは私も意味がよく分からないんですが、我々は、憲法についてはもう一度更にして、まあ言わば清らかな水のように、最初から、何が大切か、あらかじめ頭にインプットされたものではなくて、何が我が国のために大切か、日本の伝統と文化の中に根差したものについても思いをはせながら自由民主党の草案を考えたいわけでありまして。」と、まるで意味不明の答弁をしました。憲法 13 条の「公共の福祉」が幸福追求権の調整の原理としての趣旨を有することは最高裁

の判例でも政府の解釈でも積み重ねられてきたものですが、そうした「長年の議論」を無視し、「憲法をもう一度更にして」、つまり、個人の尊厳の尊重という最重要の価値にとらわれず、個人の自由や権利よりも「国家のために大切」なことは何か、しかも、「伝統と文化に根ざしたもの」について思いをはせながら、自民党草案を作ったと述べているかのような答弁です。（なお、価値中立とはいかない伝統文化を尊重し保護するのは憲法の下での法律の役割です）

このやりとりを、当時予算委員会の議場で直接目の当たりにした私は、「安倍総理は、憲法の最重要の条文を何も理解していないのではないか」との疑念から、翌3月29日の参院予算委において、周到な準備の上、事前に質問通告を行った上で、「安倍総理が憲法13条を理解しているか」、「そもそも安倍総理は憲法が何たるか理解し、また、そのための努力、勉強をしているのか」について追及しました。

その結果は私の予想を超える驚愕のものであり、安倍総理は、憲法13条の個人の尊厳の尊重も、幸福追求権（＝包括的人権）も何も理解せず、さらに、その後に憲法13条の条文を示してその趣旨の説明を求めても何ら答えられず、また、本書の第三章でご説明した立法事実論を体系立てるなど、戦後の憲法学界の第一人者であった故芦部信喜先生の御名前すら知らずにいたことが明らかになりました。

つまり、1993年の初当選来20年あまりの間、国会議員として働き、しかも、集団的自衛権の行使を含む憲法改正を主導してきた安倍総理が、実は、憲法の存在目的そのものの条文を何も知らず理解もしておらず、また、憲法についても自ら何も学んでいないことが白日の下に明らかになりました。（芦部先生の御名前を知らなかったことは、「日銀総裁がケインズを知らないようなもの」、「医者が医学を学ばずに手術をするようなもの」などの大きな社会的批判が起きました。）

私の質疑の目的は、安倍総理という政治家が、単に条文の番号を知っているかどうかではなく、国民一人一人の尊厳の価値とは何か、また、それが尊重されなければならないということはどういうことか、という問題を肌感覚で、そして、思想として何らかのかたちで体得しているのか、そして、それを前提として、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を基本原則とする憲法に対して基本的な理解を有しているのか、ということを追及するものでし

た。（そのために、安倍総理と一対一の勝負に持ち込むために、かつての官僚時代の大臣答弁補佐の経験から、総理の後ろに居並ぶ総理秘書官（トップ官僚）を気迫で制圧し、「総理、憲法13条です！」というカンニング発言を封じるために、戦略を持って、いわゆる「指さし」行為を総理に対して行い、ご批判もいただきました。）

こうした私の質問に対し、安倍総理は終止、「クイズ」などとその意義を矮小する答弁を繰り返しましたが、この質疑は、安倍総理の実相を明らかにしたものとして、各報道で取り上げられ、憲法関係の書籍でも言及いただくなど、大きな反響を呼びました。

しかし、この質疑の当時、私も、そしておそらくは日本社会も、この安倍総理の答弁には、安倍総理のさらなる恐ろしい実相が隠されていたことを理解できていなかったのです。

実は、憲法13条は、憲法の目的条文であると同時に、憲法9条から個別的自衛権行使と自衛隊の合憲を導き、そして、その論理的理由から集団的自衛権行使の違憲を導く、たったひとつの根拠条文なのです。（前文の日本国民の平和的生存権も根拠とされていますが、本則の条文は第13条だけです）

つまり、私の質疑は、第一次安倍内閣の遙か以前より集団的自衛権行使を可能にするための憲法9条の解釈改憲を一貫して主張し、あるいは、それを可能にする憲法改正を「私の歴史的使命」（2013年8月13日朝日新聞朝刊）と主張する安倍総理が、「実は、憲法9条について何も分かっていなかった」ことを暴露していたものだったのです。

そして、このように、個人の尊厳の尊重も幸福追求権も、個別的自衛権行使の合憲の論拠も、何も理解せず、学びもしていなかった安倍総理が、昨年7月1日に解釈改憲を強行した二週間後の初めて開かれた国会審議（参議院）で、国民の皆さんとその代表の議員に対し、以下のように述べているのです。

「国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、そして十三条における国民の命や自由やそして幸福追求権という権利をしっかりと守る上においては、こうした切れ目のない対応をしていく法整備が必要であると、こう考えたところでございます」

■参予算委員会 平成 26 年 7 月 15 日

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容している……このように大きな変化がある中においてはもはやどの国も一国のみで平和を守ることができないという中においては、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、まさに憲法の前文の平和生存権、そして十三条における国民の命や自由やそして幸福追求権という権利をしっかりと守る上においては、こうした切れ目のない対応をしていく法整備が必要であると、こう考えたところでございます。

安倍総理は、7.1 閣議決定もその後の法整備たる安保法制も、つい、1 年 4 ヶ月前までは影も形も知らなかったし求められて説明もできなかった憲法 13 条、その憲法 13 条が定める国民の皆さまの命、自由、幸福追求権を守るためだと主張しているのです。

この安倍総理の主張を、国民の皆さまは信頼することができるのでしょうか。

むしろ、本書でご説明した憲法違反などのすべての事項に加えて、この安倍総理の主張は、解釈改憲・安保法制のまごうことなき本質を明らかにしているものと考えます。

安倍総理の解釈改憲・安保法制は、国民皆さまの生命や尊厳への真摯かつ深い情感ある思いや、日本の国益への合理的かつ論理的な思考によりなされたものではなく、ただ一つ、日本国憲法をさげすむ安倍総理の歪んだ情念のみにより強行されているものです。

どうか、国民の皆さま、懸命なるご判断をお願いいたします。そして、行動をお願いいたします。

今を生きる私たちと、将来の子ども達のために。

（巻末資料）とびら入る